「こども誰でも通園制度」ってどんなときに使える制度なの？

0歳6か月から3歳未満のお子さんがいる？
（橿原市に住民票がある）

いいえ → **対象外**

橿原市にお住まいの０歳６か月から３歳未満で保育所等に通っていない子ども
が対象の制度です。

※企業主導型を除く認可外保育施設に通っている場合は対象

はい ↓

お子さんは保育園やこども園などに通園している？

はい → 対象外

いいえ ↓

こども誰でも通園制度

■子どもに園での集団生活を経験させてあげたい
■子育てについて相談できる場が欲しい

◆子どもに集団生活や新しい経験の場を提供する
◆保護者に子育てに対する助言や支援を行う
ことを目的とした制度です。

「利用申請」を行い、
ぜひ制度を利用してみましょう。

一時預かり保育

■仕事や用事、体調不良の際に子どもを預けたい
■リフレッシュする時間が欲しい

保護者の事情により、
家庭での保育が困難な際に、
一時的に子どもを預かる
ことを目的とした事業です。

※対象は市民です。転入予定の方は住民登録されてからの利用になります。

詳細は一時預かり保育のページ
（ID：０１０１）をご覧ください。